

令和3年 第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年1月12日(火) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 役場 2階 会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	2	長井 進
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (3人) 1番田守和人、3番下村勇一郎、6番橋端哲美

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員の許可について

日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和3年第1回総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、2番長井進君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には7番谷地村久人君、並びに、9番佐藤久美子君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員の許可についてについてを議題といたします。 受付番号第1号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。 農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めるものです。 今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借の再設定が1件、交換売買が2件で3件です。 3ページをお開きください。 議案第1号、受付番号2号の申請は、譲渡人が引き続き農業者年金を受給のため、使用貸借権の再設定で、設定期間は10年です。 3ページから4ページに議案書の写し、5ページ農地法3条1項の調査書、6ページ、7ページに許可申請書の写し8ページに使用貸借契約書の写し9ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また、5ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上、受付番号第1号の説明を終わります。

議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第1号、受付番号第1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号、受付番号第1号は原案のとおり承認することとしました。 次に、議案第1号、受付番号第2号及び第3号は関連がある案件なため、一括で審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	10ページをお開きください。 受付番号第2号、第3号について説明いたします。 議案第1号、受付番号第2号及び3号の申請はお互いの所有権の交換です。 受付番号第2号の申請地の畠は、作業道路が作られたことで農地が分断された状態になり、現在は、譲受人所有の畠が隣接していることで、利用効率等を考慮し申請されたものです。 また、受付番号第3号の申請地も同様で、譲受人の農地と隣接していることで、作業等の利用効率などから受付番号2号と同様に申請されました。 受付番号第2号は、10ページに議案書の写し、11ページに農地法3条1項の調査書、12ページに許可申請書の写し、13ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また、11ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 14ページをお開きください。 受付番号第3号の詳細は、14ページに議案書の写し、15ページに農地法3条1項の調査書、16ページに許可申請書の写し、17ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また、15ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 以上、受付番号第2号、3号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。

	議案第1号、受付番号第2号及び第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号、受付番号第2号及び第3号は原案のとおり承認することとしました。</p> <p>次に、日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>整理番号3の1号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>18ページをお開きください。</p> <p>日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>今回は使用貸借権が6件、賃貸借権が3件で9件の利用権設定になっております。</p> <p>整理番号3の1号、受付番号1号について説明いたします。</p> <p>整理番号3の1号、受付番号1号は、令和2年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件は、23ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、19ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>申請地は、台帳地目が山林ですが、現況は畠になっております。</p> <p>令和2年11月25日に、日向会長、工藤委員と事務局で現地確認をしております。</p> <p>また、申請された理由は、所有者の労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあり、申請地付近を今回の借受け人が耕作している経緯があることから、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>20ページは、新郷村長からの協議文書、21ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、22ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、23ページに農用地利用集積計画書の写し、24ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の1号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号、整理番号3の1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の1号は原案のとおり決定しました。</p> <p>整理番号3の2号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>25ページをお開きください。</p> <p>整理番号3の2号、受付番号2号は、令和2年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、29ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、25ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は5年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>申請された理由は、所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畠として利用することです。</p> <p>また、申請地付近を今回の借受け人が耕作している経緯から、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>26ページは、新郷村長からの協議文書、27ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、28ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、29ページに利用集積計画書の写し、30ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の2号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号、整理番号3の2号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の2号は原案のとおり決定しました。</p> <p>整理番号3の3号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>31ページをお開きください。</p> <p>整理番号3の3号、受付番号3号は、令和2年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、35ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、31ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>申請された理由は、所有者が農業者年金を受給しているため、後継者が借り受けましたが、後継者の労働力不足により耕作が困難な状況にあるため解約し、借り出されるものです。</p> <p>今回の借受け人は、農業規模拡大を望んでいることから、両者の意思が一致したことでの申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>32ページは、新郷村長からの協議文書、33ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、34ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、35ページに利用集積計画書の写し、36ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の2号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号、整理番号3の3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の3号は原案のとおり決定しました。</p> <p>整理番号3の4号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>37ページをお開きください。</p> <p>整理番号3の4号、受付番号4号は、令和2年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、41ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、37ページの議案書記載のとおりです。</p>

	<p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>申請された理由は、所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は田として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、農業経営を望んでいることから、両者の意思が一致したことでの申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>38ページは、新郷村長からの協議文書、39ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、40ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、41ページに利用集積計画書の写し、42ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の4号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号、整理番号3の4号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の4号は原案のとおり決定しました。</p> <p>整理番号3の5号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>43ページをお開きください。</p> <p>整理番号3の5号、受付番号5号は、令和2年12月25日付け新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、47ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、43ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>申請された理由は、所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畑として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、農業経営を望んでいることから、両者の意思が一致したことでの申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>44ページは、新郷村長からの協議文書、45ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、46ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、47ページに利用集積計画書の写し、48ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p>

	以上、整理番号3の5号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第2号、整理番号3の5号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3の5号は原案のとおり決定しました。 整理番号3の6号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	49ページをお開きください。 整理番号3の6号、受付番号6号は、令和2年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。 今回の案件も、53ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。 その結果、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、49ページの議案書記載のとおりです。 また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。 申請された理由は、耕作者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は田として利用することです。 今回の借受け人は、整理番号3の5号同様で、農業経営を望んでいることから、両者の意思が一致したことで申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。 50ページは新郷村長からの協議文書、51ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、52ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、53ページに利用集積計画書の写し、54ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号3の6号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第2号、整理番号3の6号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3の6号は原案のとおり決定しました。

	<p>整理番号3の7号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>55ページをお開きください。</p> <p>整理番号3の7号、受付番号7号は、令和2年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、59ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、55ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は5年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>申請地は、台帳地目が山林ですが、現況は畠になっております。</p> <p>令和2年12月2日に、日向会長、谷地村職務代理、長井委員と事務局で現地確認をしております。</p> <p>申請された理由は、所有者が農業者年金を受給してゐるため、後継者が借り受けっていましたが、後継者の労働力不足により耕作が困難な状況にあるため解約し、借り出されるものです。</p> <p>今回の借受け人は、農業規模拡大を望んでいることから、両者の意思が一致したことで申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>56ページは、新郷村長からの協議文書、57ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、58ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、59ページに利用集積計画書の写し、60ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の7号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号、整理番号3の7号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の7号は原案のとおり決定しました。</p> <p>整理番号3の8号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>61ページをお開きください。</p> <p>整理番号3の8号、受付番号8号は、令和2年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p>

	<p>今回の案件も、65ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、61ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>申請された理由は、所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畠として利用することです。</p> <p>今回の借受け人は、農業規模拡大を望んでいることから、両者の意思が一致したことでの申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>62ページは、新郷村長からの協議文書、63ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、64ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、65ページに利用集積計画書の写し、66ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の8号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号、整理番号3の8号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の8号は原案のとおり決定しました。</p> <p>整理番号3の9号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>67ページをお開きください。</p> <p>整理番号3の9号、受付番号9号は、令和2年12月25日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、71ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、67ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>申請された理由は、耕作者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畠として利用することです。</p>

	<p>今回の借受け人は、整理番号3の8号同様で、農業経営を望んでいることから、両者の意思が一致したことで申請されたものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>68ページは、新郷村長からの協議文書、69ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、70ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、71ページに利用集積計画書の写し、72ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号3の9号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号、整理番号3の9号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3の9号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和3年第1回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 1月 12日

議長 日向 將行

署名者 橋端 哲美

署名者 佐藤 久美子